

議案第 15 号関連資料

明石市火災予防条例の一部を改正する条例(案)の概要

1 改正の理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、簡易サウナ設備に係る基準を設けるとともに、市長が林野火災の予防に関する注意報を発令することができるように規定するほか、所要の整備を図ることにつき、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 簡易サウナ設備に係る規定の整備(第7条の2、第7条の3及び第46条関係)

ア 対象火気設備等の種類に「簡易サウナ設備」を追加し位置、構造の基準を規定するとともに、簡易サウナ設備以外のサウナ設備を「一般サウナ設備」として取扱います。

イ 個人の住居に設ける簡易サウナ設備について、消防長への届出を不要とします。

(2) 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に関する事項(第30条関係)

火災に関する警報は、消防法(昭和23年法律第186号)第22条第3項に規定するものであることを明確にするとともに、屋内での裸火の使用に係る制限について、生活形態の変化等を踏まえ、規定の削除を行います。

(3) 住宅における火災の予防の推進(第30条の7関係)

住宅における火災の予防を推進するための施策に感震ブレーカーの普及促進を明記します。

(4) 林野火災注意報に関する規定の整備(第30条の8関係)

市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとし、火の使用制限にかかる努力義務とその対象区域を定めることができることとします。

(5) 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限(第30条の9関係)

市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、条例第30条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとします。

(6) 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項(第47条関係)

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確にするとともに、消防長は、条例第47条第1項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとします。

(7) その他所要の整備

3 施行期日

令和8年4月1日

※ ただし、サウナ設備及び感震ブレーカーに関する規定にあっては、令和8年3月31日施行

4 その他

(1) 全国の市町村も同様に改正を行います。

(2) 今回の改正に係る主要な内容についての意見公募を令和7年11月25日から同年12月25日まで行った結果、意見の提出はありませんでした。

【参考】簡易サウナ設備

(写真は総務省消防庁 可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会報告書概要版より転載)



テント型サウナ



バレル型サウナ

又は に設ける



放熱設備
(定格出力 6kw
以下で薪又は電気)
※写真はストーブ